

特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令案及び省令案について

令和8年3月
国土交通省海事局

背景／政省令案の概要①

背景

- R7.5に「船員法等の一部を改正する法律」が公布(R8.5.13施行)され、改正後の船員法第73条では、これまで省令委任(※)されていた漁船員の労働時間、休日及び定員の規範について、船舶所有者の遵守すべき事項を政令で定めることとされた。
※指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令
- これを踏まえ、漁船員の労働時間、休日及び定員に関し船舶所有者の遵守すべき事項を定めるため、政令及び政令の規定に基づく省令委任事項を定める。

政省令案の概要

- 対象漁船は、現行と同じ漁業種の漁船とする。
- 非操業期間(航行中・停泊中)における労働時間、休日及び休息時間は、現行規定や実態を踏まえ、次のとおり規定する。



- ①1日について8時間以内の労働
 → 商船と同様に、6時間以上の休息が必要
- ②平均して1週間について1日以上の日付与
- ③平均して1週間40時間以内の労働

②について、下船後などにまとめて休日が付与される前に退職・解雇があった場合は、当該休日分の手当を支給 ※算定方法は省令で規定

臨時の必要があるときは、従来どおり、①～③にかかわらず時間外労働・休日労働をさせることができ、その際は割増手当を支給 ※算定方法は省令で規定



- 操業期間における休息時間は、漁船の労働特性や現行規定を踏まえ、規定する。

母船式捕鯨業



【原則】1日について10時間以上(うち連続6時間含む)

【臨時の必要がある場合】
 2日について20時間
 (うち連続6時間を各日に1回ずつ含む)

左記以外



【原則】1日について8時間以上

【臨時の必要がある場合】
 2日について16時間

政省令案の概要

- 労働規制の遵守の実効性を担保するため、船内に記録簿を備え置き、非操業期間については、最低限の労働状況の記録を求め、操業期間については、漁船の労働特性を踏まえ、労働時間等に関する記録等は求めないこととする。

<記録簿の記載事項(省令)>

- ・操業開始日及び操業終了日
- ・特定漁船員の氏名及び職名
- ・労働時間、休日及び割増手当に関する事項



- 労働時間遵守のための定員規制として、商船と同様に、定員確保に関する規定を設けることとする。

<定員数の例外(省令)>

- ・日本国外において欠員が生じ、帰港する場合
- ・他船に引かれて航行する場合
- ・航行の用に供しない場合
- ・地方運輸局長の許可を受けた場合

- 休日手当、割増手当又は定員の規定の違反に対し6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金を規定することとする。

スケジュール(予定)

- 公布: 令和8年4月下旬(政令)
令和8年5月上旬(省令)
- 施行: 令和8年5月13日(水)(改正法施行の日)